平成２１年（フ）第７１号
栃木県那須塩原市豊浦北町74番地89
破産者　相馬　　勝
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第７２号
栃木県那須塩原市豊浦北町74番地89
破産者　相馬ヒサ子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第１０２号
富山県南砺市法林寺581番地８、開始決定時の住所富山県南砺市城端2048番地
破産者　山田　哲治
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１２７号
石川県小松市新町153番地、従前の住所石川県小松市浜田町ロ50番地
破産者　荒木　一志
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１６３号
山梨県山梨市正徳寺1275番地の１
破産者　坂本　正樹
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
山梨県北杜市高根町清里3545番地2539、旧住所山梨県北杜市高根町清里3545番地4253
破産者　嶋崎　節雄
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
山梨県北杜市高根町清里3545番地2539、旧住所山梨県北杜市高根町清里3545番地4253
破産者　嶋崎　春代
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１号
兵庫県丹波市氷上町市辺208―１―Ａ―101
石田昇方
破産者　石田　　茂
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目７番６号、開始決定時の住所広島市安佐南区相田３丁目30番29号
破産者　酒井　　等
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０号
広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目７番６号、開始決定時の住所広島市安佐南区相田３丁目30番29号
破産者　酒井　大輔
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７５号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目13番８号
破産者　栗川　龍博
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１７６号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目13番８号
破産者　栗川千佳子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７１号
福岡市南区那の川２丁目３番10―702号
破産者　持田　　肇
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第８２１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2289番地14
破産者　林田　晋二
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８２２号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷554番地４　時津スカイマンションＢ棟503号
破産者　林田　　潔
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８２３号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30ファミーユ南長崎弐番館307号
破産者　大坪　敏成
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
長崎県南島原市深江町戊3887番地５、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷727番地
破産者　古川　　学
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
長崎県長崎市式見町654番地、旧住所長崎県長崎市式見町651番地
破産者　早川おこしこと　早川　隆治
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２８９号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の277
破産者　小路　孝子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所